



せんだん通信
—中国四国厚生局だより—

平成 28 年春（5 月）号

（平成 28 年 5 月 2 日発行）

中国四国厚生局

Chugoku-Shikoku

Regional Bureau of Health and Welfare

【目次】

< 巻頭言 >

- 平成 28 年度の始めに当たって 中国四国厚生局長 松岡 正樹

< 各課からのメッセージ >

- 心身ともに健康で働き続けるために 総務課 山形 誠
○ 国民健康保険を守るには 管理課 植本 勇
○ 地域包括ケア推進課の新設について 地域包括ケア推進課 佐藤 功

< 各県事務所からのメッセージ >

- きなんせえ とっとりへ 鳥取事務所 仁熊 英直

< あとがき >

「せんだん通信—中国四国厚生局だより—」について

「せんだん通信」は中国四国厚生局のホームページへ掲載しています。
インターネットで「中国四国厚生局」と検索して、右のバナーをクリック
していただければ見つかります。

～中国四国厚生局だより～
せんだん通信
地域情報を発信しています。

なお、紙面上の☆印の表示は、ホームページ上でリンク設定をしている箇所です。リンク先の情報をご覧
になりたい場合は、中国四国厚生局ホームページ「せんだん通信」からご覧ください。

平成 28 年 4 月、新しい職員も迎え、新年度がスタートしました。中国四国厚生局の本局のある広島市では、比治山、黄金山、平和公園川沿い、広島城周辺など各所で桜が咲き誇りました。4 月下旬からは、広島女学院前の藤棚には、紫の藤の花が咲き、また、各所でツツジの花が咲いているのも見られ、鯉のぼりの季節にもなりました。

新年度始まったばかりの中、熊本県を中心に大地震が発生しました。広島市内でも夜中に緊急地震速報の屋外放送が行われ、揺れも感じました。今回の地震でお亡くなりになった方々には謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

現在、政府、自治体などが復旧や被災者支援に総力を挙げて取り組んでいるところであり、今後も息の長い取組が必要です。

平成 23 年 3 月の東日本大震災については、私も厚生労働省健康局で経験し、関係する分野で様々な支援を行いました。津波による被害、東京電力福島第一原子力発電所の事故も重なり、長く苦しい闘いとなりました、今も続いています。

平成 26 年 8 月の広島市豪雨災害の際には、中国四国厚生局においては、厚生労働省の第一線機関として情報収集・提供等の対応をいたしました。

今後とも、中国四国厚生局においても、大地震などによる大きな災害や感染症等による健康危機が発生した場合には、厚生労働省の第一線機関として、その時々状況に応じて、迅速に対応し支援していきたいと考えております。



さて、4 月 10 日、11 日に広島市で G7 外相サミットが開かれ成功裡に終わりました。この中で特に、岸田外務大臣が主導しケリー米国務長官など G7 外相が揃って平和公園慰霊碑に花輪をささげましたが、NHK で実況放送をしている場面を見た時には、ここに至るまでの道のりを思い、胸が熱くなりました。「安らかに眠って下さい 過ちは繰返しませぬから」との碑文にあるように、皆が人類の一員という立場に立って核兵器廃絶に向けて、改めて努力を重ねていかなければなりません。

広島では原爆により一瞬にして数多くの方々の生命が失われ、その後も長年にわたって被爆による後障害などに苦しむ方々が多数いるという惨禍を受けましたが、その中から歯を食いしばって復興に努力し、見事な都市になりました。復興に当たった苦労は、初代公選広島市長の浜井信三氏の「原爆市長」という著書でうかがい知ることができます。

広島復興に当たっては、各分野の方々のご努力がありましたが、この間、市民、県民を励ましつづけた大きな存在としては広島カープがあります。私も50年来のカープファンです。父が転勤で広島勤務になったことから、昭和40年代初め頃、広島市内の小学校に入学しました。小学校の朝の会話は昨夜のカープの結果から始まるという環境であったため、すぐにカープファンになりました。その後父の転勤により兵庫県の学校に通うようになりましたが、カープを応援し続け、小学校の作文ではカープの選手になりたいと大真面目で書き、毎日草野球をしていました。根本監督の時代に強くなりはじめ、昭和50年にルーツ監督の下でユニホームも赤に変わって意識改革が進み、古葉監督が引き継いで見事優勝しました。大下、三村、ホプキンス、山本浩、衣笠、シェーン、水谷、水沼又は道原の打順に、外木場、佐伯、池谷の3本柱、宮本、金城の抑えという戦力で戦い、後樂園球場での優勝の瞬間の感激は今でも忘れられないものです。カープ創設時の監督として、手探りの中で情熱を持って尽力された、石本秀一氏の万感迫る思いのこもったインタビューの場面も忘れられません。



その後、昭和50年代から昭和60年代までは強い時代が続いたものの、その後は、いつの間にか四半世紀も優勝から遠ざかりました。今年は例年より出だしが良いですが、監督、コーチ、選手が失敗にへこたれず、励ましあって戦ってほしいものです。こうした中で一貫していることは、「育成の球団」としてカープが選手を育て続けて来たことです。熱心にコーチが選手を指導し、選手も厳しい練習を重ねてきました。衣笠祥雄氏の「カープ愛」という著書にも、資金力が乏しい球団が懸命に選手を育成してきた姿が描かれています。サンフレッチェも森保監督の下、選手を育て見事Jリーグで優勝を重ねているのは同じでしょう。

中国四国厚生局もカープの如く、人を育て、人が育っていく組織にしていきたいものです。厚生局は、平成13年1月に創設された比較的新しい組織ですが、平成20年10月以降、旧社会保険庁廃止に伴う業務移管等により業務内容は変遷を遂げ、現在は、大きく、保険医療指導部門、健康福祉部門、年金部門、麻薬取締部門の4部門を担っています。厚生局採用の若い職員も増加しつつあり、医療、福祉の仕事をやりたいと志望して入って来てくれています。若手、中堅も含め、厚生局の職員が各分野でしっかりした専門性を身に付け、プロとして職務に当たれるよう日々研鑽に積んでいるところです。

今年度から、健康福祉部門に地域包括ケア推進課を設置し、国の重要施策である地域包括ケアシステムの整備の推進のため、県、市町村の支援に当たることとなりました。今後の厚生局にとって重要な柱として育てていきたいと考えており、職員も日夜、業務に励んでいます。

地域包括ケアシステムの構築は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を進めるものです。市町村、県が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要となっています。

厚生局においては、既に取組を進めている県、市町村と協力関係を作り推進していくこととしています。広島県では、地域包括ケアシステムの提唱者である公立みつぎ病院の山口昇先生を中心に、「地域包括ケア推進センター」で、125の圏域ごとに地域診断を行いつつ、地域の類型や特色に応じて推進する取組を行っています。広島市でも地域包括ケア推進課の設置など推進体制の強化が図られています。岡山県では、在宅医療連携拠点事業などにより市町村ごとの医療介護の連携を進める事業を行っており、岡山市、倉敷市なども先進的な取り組みを行っています。山口県、島根県、鳥取県でも様々な取組が行われています。今後、各県庁をおうかがい

して関係構築を行うとともに、医療・福祉関係団体とも協力関係を作り、各地域の方々の英知を集めながら、高齢化が先行する中国地域として、都市部、住宅地域、中山間地域、島嶼・沿岸地域など様々な違いがある中で、特色のある地域包括ケアシステムの構築を支援して行きたいと考えています。また、各県の地域医療構想や介護保険計画などとも関係しますので、広く医療・介護分野にわたって各県の取組についての把握にも努めたいと考えています。各県の県庁所在地にある厚生局県事務所も、各県の窓口として取り組むこととしています。いずれにしても、手探りの中ではありますが、情熱を持って、一步一步前に進めていきたいと思っています。

中国四国厚生局においては、職員一同、今後更に人材育成、研鑽を重ね、「鍛え抜かれた精鋭の技と力」により、地域の方々の皆様にとって、役に立ち、より身近な存在となれるように努めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。



総務課 山形 誠

総務課は、庶務・人事・会計・サービス・共済などの事務の他、行政文書の開示事務や個人情報の保護、国家試験の実施などの様々な業務を10人の職員が、それぞれの担当業務を専任で行っております。

この度は、総務課として業務を行っていく上で、各職員が日頃から心掛けていること、また取り組んでいることについて、ご紹介させていただきます。

① 「コミュニケーション」

前述のとおり総務課は、各職員がそれぞれ違う業務を担当しているため、職員同士のコミュニケーションが不足しがちですが、各担当業務の進捗状況及び懸案事項等の確認のため定期的にミーティングを行っております。また、当該ミーティングは、業務以外のことでも何でも気軽に会話、相談できる場にもなっております。このようなミーティングを通じて、情報共有化し、コミュニケーションを深め、職員同士の信頼関係の構築に取り組んでいます。

② 「みんなでやる」

ある担当者の業務で、量的に一人では時間がかかってしまう業務や突発的な業務を短期間でやらなければならない業務等があれば、業務担当者とその他の職員が情報を共有化し積極的に連携協力して当該業務に取り組んでいく体制が構築されています。いつでもバックアップできる体制があることを各職員が意識することで、決して一人で抱え込むこと無く、早期に総務課として共有化し当該業務に取り組んでいきます。

③ 「みんなでいきます！」

上記②の業務が終了した時、総務課としての行事が終わった時などの慰労会、また、業務上トラブルがあった時、職員がプライベートで落ち込んでいる時などリカバリーのため、みんなでお酒を飲みに行きます。特段、何も無い時でも、気軽に声かけし、みんなでリフレッシュできる環境があります。

④ 「チームワーク」

「チーム総務課」として、「all for one one for all」の精神でお互いが課員のことを思いやり、連帯感を持って業務を行っております。各職員はチームの一員としての自覚を持ち、責任感を持って業務を行っております。

⑤ 「ワークライフバランス」

「ワークライフバランス」とは、「仕事と生活の調和」のことです。上記の職場環境、体制のもと各職員は、総務課で仕事することの充実感、達成感を持ち、また精神的にもゆとりを持って仕事ができると共に、生活面においても育児や介護といった諸事情がある中で、家族と過ごす時間、または地域活動や趣味の時間など、心身ともに健康で働き続けられることを目標としております。

以上、総務課として業務を行っていく上での各職員の基本的なスタンスについて記載してまいりました。昨今、職場環境は、定員削減、慢性的な超過勤務、個人情報保護への配慮など職員にとっては心身ともに厳しい職場環境となっております。総務課では、このような環境下で各職員が業務へのモチベーションを維持しながら、健康で働き続けるための基本的かつ重要なスタンスとして上記を位置づけております。

中国四国厚生局と地域の皆様を結ぶ窓口でもある総務課が、十分な役割を果たせるよう、職員個々の資質の向上及び組織目標の達成に向け、職員一丸となって日々邁進して行きたいと思っております。

管理課では、医療法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に基づき、医療保険制度の安定的な運営が図られるよう努めています。

今回は、現在進められている、国民健康保険法の改正について少し説明します。

日本の医療保険制度は、先行して設立された職域保険である健康保険の対象とならない者を、後に創設された地域保険である国民健康保険がカバーする形で成り立っています。

昭和 40 年度には農林水産業者や自営業者が 7 割近くを占めていましたが、近年は無職や非正規雇用者などの低所得者層の加入者が増え、国保全体では約 3,000 億円の赤字となっています。このような国保の構造的問題に対応するため、これまでも高額医療費共同事業や保険者支援制度など国保の財政基盤強化策が導入されてきました。

しかし、これまで、医療サービスを充実させる責任は都道府県に、お金をどうやりくりするかという財政運営の責任は市町村にと権限が分かれていたためその結果、財政と医療サービスのバランスが取れずに、長年、国民健康保険の赤字を生み出す要因となってきた面もあります。

医療保険の最後の砦、セーフティネットといわれる国民健康保険制度を守るため、平成 27 年に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国民健康保険の改革による制度の安定化として、

○国保への財政支援の拡充により、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る

○平成 30 年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化する

○市町村は、地域住民と直接顔の見える関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

また、医療費適正化計画の見直しとして、

○都道府県が、医療機能の分化・連携、地域包括ケアシステムの構築を図るために策定される地域医療構想と整合的な目標を計画の中に設定し、国においてこの設定に必要な指標等を定める

○都道府県は地域医療構想の策定後、同構想と整合性が図られるよう医療費適正化計画を見直すこととし、第 3 期計画を前倒して実施する

等が盛り込まれたものとなりました。

2025 年には、団塊の世代が全て 75 歳を迎えます。これまでのように、病気になれば大きな病院で長く治療を受けるといった病院中心の医療から、住み慣れた地域や在宅でのサービスを中心とした医療に転換していなければなりません。

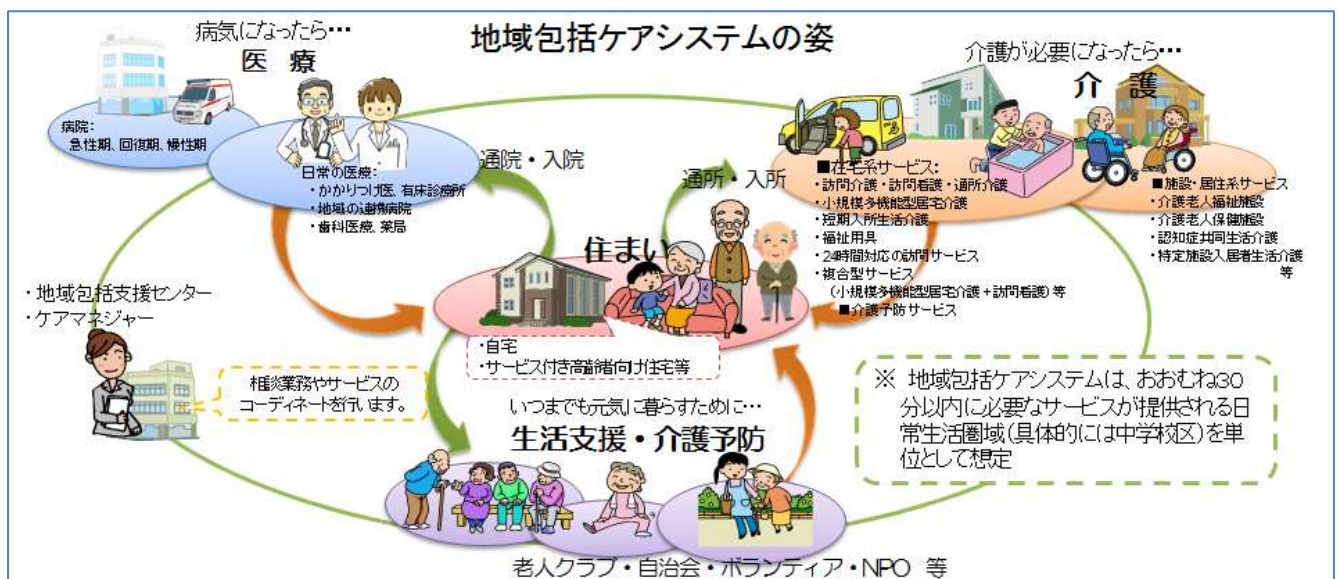
また、そうした医療サービスが、同じ県内であれば、どの地域でも受けられるように、地域差をなくしていくことも重要です。

管理課では、これからも国民健康保険及び後期高齢者医療制度について、安定的かつ適正な事業運営の確保が図られるよう、都道府県、市町村保険者等に対して財政状況や特定保健指導といった保健事業の実施状況のほか、事務の執行状況全般について助言等を行っていきます。

平成 28 年 4 月 1 日から、全国の各地方厚生（支）局に地域包括ケア推進課が新設されました。

地域包括ケア推進課の役割をひとことで表すとすれば、「地域包括ケアシステムの構築を支援すること」です。

地域包括ケアシステムとは、「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制」をいいます。わかりやすくいえば、「地域での支え合いの仕組み作り」というところでしょうか。図に表すと下のようになります。



地域包括ケアシステムの構築は、地域の皆さまに身近な行政主体である各市町村が中心となって進めていくこととなっており、各県は市町村に対して支援を行います。

厚生局の地域包括ケア推進課は、県の役割を尊重し、県との連携を密にして、支援を行うこととなります。3人体制の小さな課ではありますが、日常生活圏域において地域包括ケアシステムの構築をスムーズに進められるよう、関係機関の皆さまのご助力をいただき、縁の下の力持ちとして頑張っけてゆきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

中国四国厚生局 健康福祉部 地域包括ケア推進課

所在地：〒730-0017 広島市中区鉄砲町7番18号東芝フコク生命ビル2階

電話番号：082-223-8280

地域包括ケア推進課のホームページは[こちら☆](#)をご覧ください。

鳥取事務所 仁熊 英直

せんだん通信をご覧の皆様、初めまして、中国四国厚生局鳥取事務所の仁熊と申します。私は平成 27 年 4 月から鳥取事務所に勤務して 1 年が経ちました。

鳥取での勤務は初めてであり、冬には鳥取市内でもかなりの降雪があると聞いて、覚悟はしていましたがこの冬は例年になく降雪量が少なく助かりました。個人的には寒いのは苦手です。やっと春が来て、鳥取市内は桜の花が満開であります。



桜は日本特有の花ではありませんが、日本人ほど桜の花が好きな人はいないのではないのでしょうか。鳥取市街地の中心を流れる袋川右岸の堤には通称「桜土手」と呼ばれ昔から桜の名所として多くの市民に親しまれています。樹齢 50 年近くを迎えその数ざっと 290 本あり、毎年、見事な花のトンネルをつくり「一里の桜土手」とも言われています。

桜土手の話をもう少し進めますと、最初は日露戦争の戦勝記念や大正天皇御即位などで植樹を行い、「一里の堤」と称されていましたが、昭和 27 年（1952）4 月 17 日の鳥取大火で焼失しました。しかし、大火の後、ある人物によって桜の木が徐々に植林され現在の姿となったということです。



ある人物は、学生時代（鳥取高等農業学校・鳥取大学農学部の前身）に目にした、美しい桜土手に心をうたれた。ところが、昭和 34 年秋の同窓会に鳥取を訪れた際、その土手の桜が鳥取大火でほとんど焼失してしまったことに心を痛め、学生時代世話になった鳥取市に恩返しをしようと決意し、十年にわたり八百本の桜の苗木を匿名で送り続けられ、これを行政と市民が保護育成し、みごとに桜土手を蘇らせることが出来たそうです。その功績をたたえる碑が袋川沿いに建立されています。

皆さんも、身近にある桜がどのように植林されたかちょっと気にしてみたいはいかがでしょうか？

桜の話はこれくらいにしまして、中国四国厚生局鳥取事務所では、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、鳥取県における保険医療に関する業務を通じて、その質的向上と適正化を目指しています。

主な業務は、①保険医等の登録及び保険医療機関等や指定訪問看護事業者の指定等、②柔道整復施術療養費の受領委任事務等、③保険医療機関等の施設基準の審査・受理等、④保険医療機関等・指定訪問看護事業所及び保険医等・受領委任を扱う柔道整復師の指導・監査等ですが、そのほかにも保険医療機関等から寄せられる診療報酬算定に関する疑義照会にも対応しています。

保険医療機関等の指導・監査等については、鳥取県と共同で実施しており、鳥取県庁にもよく出かけますが、鳥取県庁の玄関を入り医療指導担当課がある2階に行くとき県庁内で私のお気に入り（写真）と鳥取事務所所管業務の概要をお知らせいたします。

所管業務の概要

(1) 保険医療機関等及び保険医等の状況

鳥取県における保険医療機関等は、平成28年4月1日現在で、医科が474機関、歯科が271機関（医科歯科併設12機関含む）、保険薬局は270機関となっている。このうち、病院と診療所の内訳は、医科病院が34件、医科診療所が428件、歯科診療所が259機関、医科歯科併設病院が10機関、医科歯科併設診療所が2機関あります。

また、保険医及び保険薬剤師の数は、3,928人であり、内訳は医師が2,090人、歯科医師が457人、薬剤師が1,381人となっています。

ア. 保険医療機関及び保険薬局数

区分		平成26年4月1日	平成27年4月1日	平成28年4月1日
医科	病院	45	45	44
	診療所	437	431	430
	計	482	476	474
歯科		269	268	271
薬局		270	268	270
合計		1,021	1,012	1,015

イ. 保険医及び保険薬剤師数

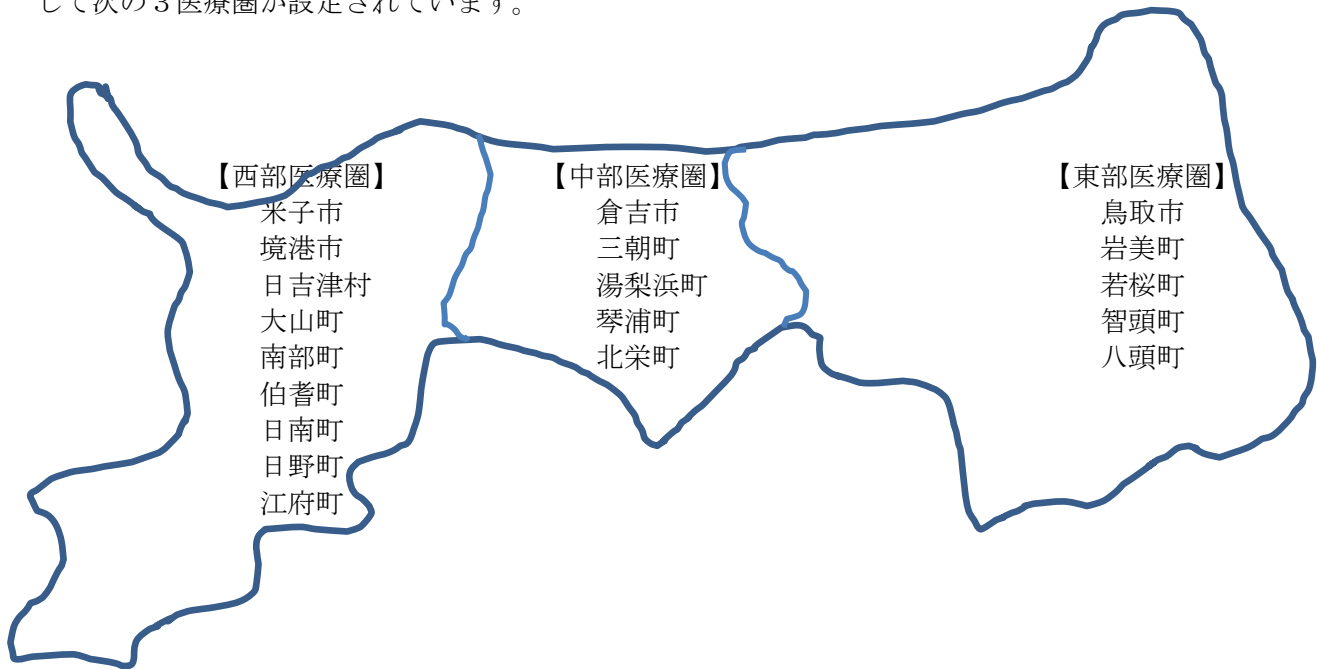
区分	平成26年4月1日	平成27年4月1日	平成28年4月1日
医師	2,073	2,089	2,090
歯科医師	451	455	457
薬剤師	1,323	1,353	1,381
合計	3,847	3,897	3,928



鳥取県庁内の私のお気に入り

(2) 鳥取県における二次医療圏

鳥取県内における、地理的条件等の自然的条件及び交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院における入院に係る医療を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として次の3医療圏が設定されています。



医療圏別保険医療機関数等の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	医科 (歯科併設含む)		歯科 (医科併設含む)		薬局
	病院	診療所	病院	診療所	
県合計	44	430	10	261	270
東部医療圏	14	159	5	109	97
中部医療圏	10	71	0	45	54
西部医療圏	20	204	5	107	119

あとがき

4月14日に発生した熊本地震により、お亡くなりになりました方々に、心よりご冥福をお祈りするとともに、被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

あの東日本大震災から5年が経ち、日頃からの防災意識が高くなっていることと思いますが、いざ災害が起きると何も出来ていないことを実感させられるのではないのでしょうか。今後のためにも、災害は、いつでも、どこでも起きると思い、今一度、災害に備えた点検を試みてはいかがでしょうか。

さて、4月も終わり、原爆ドーム周辺に咲くツツジも、満開が目前となっております。

今回、せんだん通信春（5月）号は、ゴールデンウィーク真っ最中での発刊となりましたが、ちょうど今頃が満開となっていることと思います。

ツツジの花言葉は、「節度」「慎み」です。

皆さまにおかれましては、ゴールデンウィーク中に、羽目を外しすぎることがないように、節度を保った行動の中で、身体も気持ちもリフレッシュしていただければと思います。

「この写真は、原爆ドーム付近に咲く4月下旬のツツジじゃけえ。お近くの方、観光で広島市にお越しの方は、満開予想が当たるとるか、見にきんさい！」

